

広島県選挙管理委員会告示第七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票のできる施設の内容に別表のとおり変更があった。

令和五年二月二十七日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

指 定 施 設			変 更 事 項	変 更 後
種 類	名 称	所 在 地		
老人 ホーム	特別養護老人ホーム 三篠園	広島市安佐北区白木 町大字井原 1244 番地	名称	特別養護老人ホーム 白木の郷
			所在地	広島市安佐北区白木町 小越 10230 番地
病院	介護老人保健施設 白木の郷	広島市安佐北区白木 町小越 10230 番地	名称	介護老人保健施設 白 木ツジマチ
			所在地	広島市安佐北区白木町 小越 218 番地 2